

令和6年度 第二期子育て応援プランの実施状況および評価について

1 成果指標

計画の達成状況を評価する「成果指標」については表1のとおりです。

現状値（平成30年度）と令和6年度実績を比較すると、（表2）「合計特殊出生率」は0.19ポイント低下し、「0歳から14歳までの人口」は2,058人減少しました。また、令和5年度実績と比較すると、「0歳から14歳までの人口」は344人減少しました。

市民意識調査結果では、現状値（平成30年度）と令和6年度実績を比較すると、（表2）「子育てしやすいまちだと思う割合」は0.4ポイント高くなりました。また、「子どもを産みやすい環境のまちだと思う人の割合」は0.6ポイント高くなりました。ただし、令和5年度調査と比較すると12.0ポイント低下しました。

表1)子育て応援プランの成果指標

評価項目	現状値 (平成30年度)	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績
合計特殊出生率	1.72	1.55	1.55	1.53 ^{※2}
0歳から14歳までの人口	13,075人	11,732人	11,361人	11,017人
子育てしやすいまちだと思う割合	63.9%	65.3%	64.5%	64.3% ^{※1}
子どもを産みやすい環境のまちだと思う人の割合 ^{※3}	33.2%	37.7%	45.8%	33.8% ^{※1}

表2)令和6年度実績と現状値、前年度実績、目標値との比較

評価項目	現状値との比較 (平成30年度)	令和4年度実績との比較	令和5年度実績との比較	令和6年度実績
合計特殊出生率	△0.19	△0.02	△0.02	1.53 ^{※2}
0歳から14歳までの人口	△2,058人	△715人	△344人	11,017人
子育てしやすいまちだと思う割合	+0.4%	△1%	△0.2%	64.3% ^{※1}
子どもを産みやすい環境のまちだと思う人の割合 ^{※3}	+0.6%	△3.9%	△12.0%	33.8% ^{※1}

※1 令和6年度市民意識調査結果。 ※2 推計値。令和7年10月に確定予定。 ※3 20歳-49歳の回答。

2 令和6年度事業の全体評価

各事業の実施状況は、ほぼ目標を達成しました。したがって、各施策の状況は良好又は概ね良好と評価しています。

3 基本目標ごとの施策の主な実施状況(抜粋)および評価

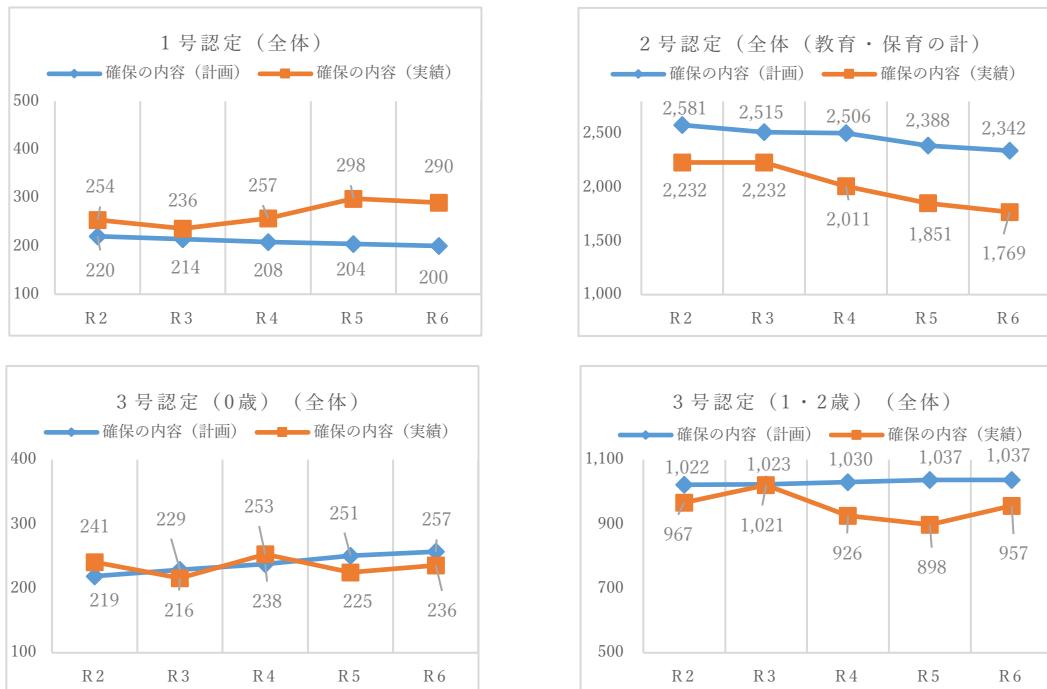
【評価】各施策の評価について、各事業の実施状況が令和5年度と比べてA（進捗した）良好、B（継続実施）概ね良好、C（実施したが前年度を下回った）やや未達、D（未実施）未達を基準として評価します。

○基本目標1 子ども子育て支援の推進

施策の方向性

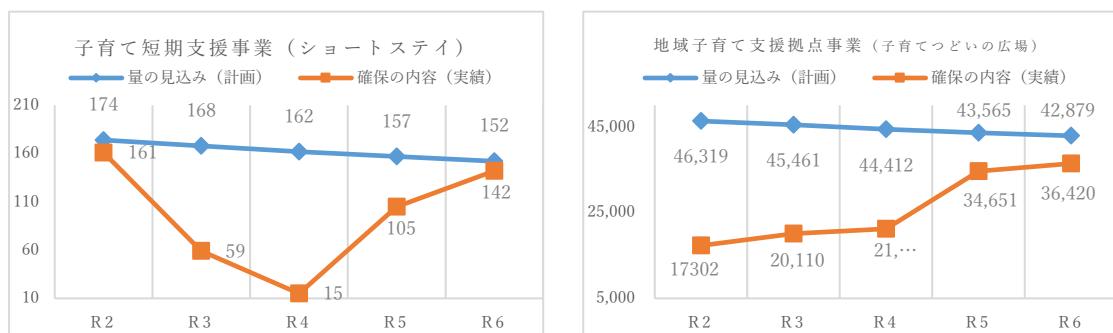
① 教育・保育事業の充実を図ります。(評価:良好)

- 教育・保育事業について、1号認定の児童は次図のとおり計画より90人増加しましたが、認定こども園の弾力的な対応により、事業の量を確保しました。また、3号認定の児童は、小規模保育事業A型を認可し未満児受入数を10名増加するなど3歳未満児保育受入の拡大を図り、事業の量を確保しました。令和6年度の入所待機児童はありません。



② 在宅育児応援サービスを充実します。(評価:良好)

- 子育て短期支援事業（ショートステイ）については、コロナ禍の影響により令和4年度まで利用受け入れが減少していたものの、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」になったことから、受入施設の利用制限が解かれ、前年度に引き続き利用実績が増加しました。
- 地域子育て支援拠点事業（子育てつどいの広場）では対面型・集合型の子育て講座やお楽しみ企画を展開したことで、子育て親子の交流や悩みの共有の場となり、利用者の増加につながりました。
- 病児・病後児保育事業については、病児保育を必要とする保護者（医療、介護、流通業、公務員など）の支援に努めました。また、病児保育予約システムの開発（業務委託）・導入を行い、病児保育利用者や病児保育施設職員の利便性向上に努めました。



③ 児童虐待防止対策を推進します。(評価: 良好)

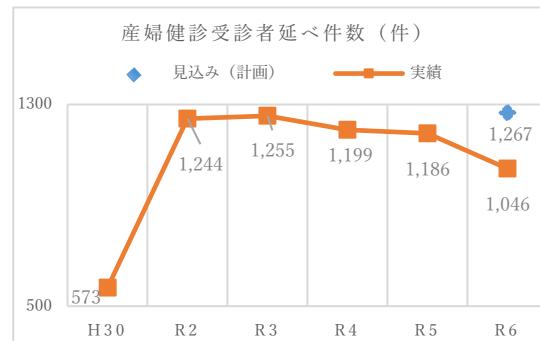
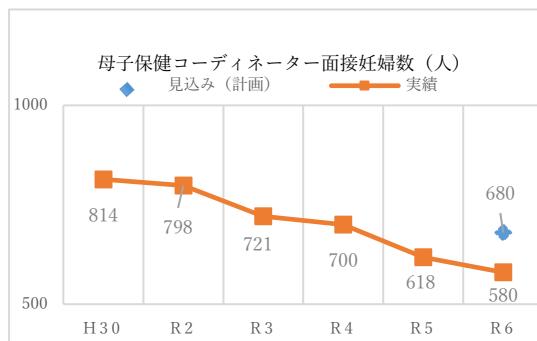
- ・子育て支援ネットワーク協議会の事務局として、実務者会議を年4回、個別ケース会議を随時開催することで児童の安全管理とケース進行管理を行い、相談内容に沿った対応により迅速に支援体制を整え、児童虐待の防止及び抑止につなげることに努めました。

○基本目標2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

施策の方向性

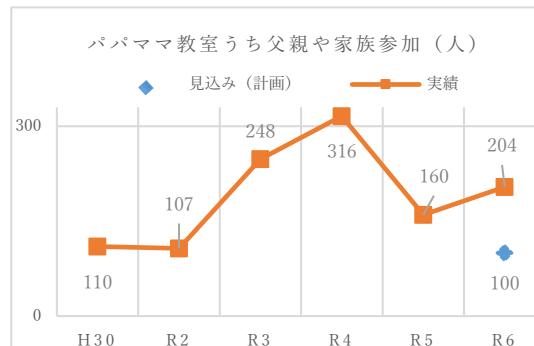
① 結婚・出産・子育ての希望に寄り添う相談・支援体制を推進します。(評価: 良好)

- ・子育て世代包括支援センター機能として、母子保健コーディネーターが、子育て応援アンケートを用いて妊娠届時に全妊婦の面接相談を実施し、より細やかに妊婦の不安や悩みを聞き取り、支援に繋げました。また、全妊婦へ「赤ちゃんを迎えるための準備」(セルフプラン)を作成し、出産までの見通しが持てるような支援や、初産の妊婦に対し、妊娠期から授乳期の栄養について説明を行うなど母子が健やかに過ごせるように支援しました。
- ・妊娠9か月時にアンケートを実施、必要な方へ電話等で相談を行いました。また、継続した相談が必要な方には、妊婦や家族とサポートプランを作成、継続した支援や、こども課、周産期センターと定期的に連携会議を実施するなど安心して出産が迎えられるよう相談体制を整えています。
- ・産後、家族等の支援を受けられず、育児不安により支援を必要とする方へ産後サポート事業を行っており、家事や育児の支援を必要とする方や、育児不安等により助産師への相談を希望する方が利用しました。



② 子育ての学びあいを推進します。(評価: 良好)

- ・保育園との連携や複数地区での合同開催とするなどの工夫をし、身近な地域で参加できる体制を整えました。
- ・父親対象の育児学級、また父親に限らず祖父母等他の家族を対象としたファミリー学級などの教室を各地区で18回開催しました。ファミリー学級としない通常の乳幼児学級でも育児休暇中の父親が参加することが増えています。



○基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策の方向性

① いいだ型自然保育を推進します。(評価: 良好)

- ・季節の行事や各地域での体験活動を通して地域の方々とのふれあいの機会となりました。
- ・信州やまほいくポータルサイトや園だより、インスタグラムでも自然保育の様子を配信することで、保護者や地域の方に活動に対する関心を持っていただけました。

② 環境教育を推進します。(評価: 良好)

- ・生ごみ処理機でできた堆肥を園での野菜作りや、各家庭へ持ち帰り家庭菜園で利用してもらう取り組みを行いました。

③ コミュニティスクールを推進します。(評価: 良好)

- ・市内全ての小中学校の学校運営協議会において、学校、地域、保護者等が目指す子ども像やその実現に向けた取組等について共有し、相互に連携しながら取り組みを進めました。特に、令和7年度から取組をはじめる「飯田学園構想」について勉強会等を開催し、理解を深めるとともに、スタートに向けた準備を進めました。
- ・令和7年度から市内9学園に設置する「学園学校運営協議会」について、周知を図るとともに組成に向けた準備を進めました。
- ・子ども読書活動推進事業では、7か月児相談での絵本プレゼント「はじめまして絵本」を587名に配布したほか、4歳児(年中児)への絵本プレゼント「おともだち絵本」を、保育所等を通じて698名に配布しました。また、小学生の自発的な読書を推進することにつながるような講演会や、市民とともに考えるワークショップを開催しました。

④ 放課後子どもプランを推進します。(評価: 良好)

- ・スポーツ、工作のほか、火おこし体験、歴史探訪、果樹収穫体験、お正月遊び、科学工作教室など、地域の特色を生かした活動を行いました。

⑤ 食育活動を推進します。(評価: 概ね良好)

- ・朝食と夕食を家族と一緒に食べる共食率について「朝食」は目標値に達していませんが、「夕食」は目標値を上回りました。
- ・試験的に栽培した地元産有機米を使用した米飯を、全ての小中学校に2日間提供しました。
- ・市田柿活性化推進協議会と連携して、小学校で市田柿の加工体験を行いました。
- ・離乳食講座を、全24回開催しました。栄養士による離乳食の話のあと、参加者が調理実習・試食をしました。試食中は子どもの食べる様子や保護者の様子を歯科衛生士と確認し、個別指導を実施しました。



○基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策の方向性

① 夫婦が、お互いを尊重しあいながら子育てと仕事を両立する働き方を提唱します。(評価:良好)

- ・当市独自の子育て情報冊子「みんなで子育てナビ」、「いいだパパナビ」、「まご手帳」を発行し、昨年同様に継続実施しました。
- ・協賛店舗を紹介するチラシを作成し、パスポート新規発行家庭のほか、市内の保育所の年少組児童のいる全家庭、小学1年生のいる全家庭、中学1年生のいる全家庭へ配布し、周知を図りました。また、タウン情報紙を通じて、パスポート事業と協賛店舗を広く紹介し、子育てに温かい地域づくりの気運醸成を図りました。

② 介護と子育ての両立のための相談支援を推進します。(評価:概ね良好)

- ・ダブルケアに関することなど、どこに相談していいかわからない相談について、「福祉まるごと相談窓口」で受け止め、重層的支援体制によって庁内連携する仕組みとしてきました。なお、該当するご相談はありませんでした。

③ 仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」事業を推進します。(評価:良好)

- ・男女共同参画推進コーディネーターにより事業所を訪問し、ワーク・ライフ・バランスへの実態把握及び関連情報の提供等を行いました。

○基本目標5 きめ細やかな支援の推進

施策の方向性

① 特別な配慮が必要な子どもへの、寄り添い型支援を推進します。(評価:良好)

- ・短期親子支援グループ「ゆいっこ」を21回実施し、延べ74組が利用しました。
- ・引き続き、早期発見、早期支援を実施したほか、入園前発達支援学級「ばななクラブ」を40回実施し、延べ231人が利用しました。
- ・5歳児相談事業を公立認定こども園で実施し、集団の場での社会性の発達状況を確認し、就学に向けて伸ばしたい力や支援内容を園の職員とともに検討しました。
- ・こども・若者の意識と生活に関するWebアンケート調査（初回調査）を実施し、こども・若者自身へヤングケアラーに関する認知度などを把握しました。

② ひとり親家庭の自立と、進学・就職の夢をサポートします。(評価:良好)

- ・児童扶養手当を必要とする方に情報を提供し、適切に手当が受給できるようにしました。
- ・就労による自立をめざすひとり親家庭に対し、高等職業訓練促進費用の支給を継続しました。
- ・母子父子自立支援員が、ひとり親家庭における就学等の必要資金の相談を受け、福祉資金の貸し付けにつなげました。

③ 子育てに係る経済的支援を推進します。(評価:良好)

- ・事実婚関係の方も対象とし、不妊・不育症治療費の助成を行いました。
- ・医療保険が適用されない特定不妊治療に加え、不妊検査と一般不妊治療についても助成しました。
- ・児童手当について、令和6年10月の児童手当法の改正により、制度が拡充されました。

○所得制限の撤廃

- 支給期間を高校生年代まで延長
- 第3子以降の支給額を3万円に増額
- 支払回数を偶数月の年6回に増加
- ・令和6年8月からこども福祉医療費給付事業の受給者負担金を300円に引き下げました。
- ・保育料について、令和6年10月より、軽減を拡充しました。
- 同一生計の22歳未満の兄・姉から数えて3人目以降の子どもが入所している場合、2人目は50%軽減、3人目は無料
- 第2子2歳児クラス無料
- 低所得帯第1子50%軽減、第2子無料



○基本目標6 地域のみんなで支え合う子育ち・子育ての推進

施策の方向性

① 「地域の子を地域で育てる」子育て支援の地域づくりを推進します。(評価: 良好)

- ・4ヵ月児のいる家庭に対して、民生児童委員や主任児童委員による家庭訪問を継続し、子育ての孤立防止に努めました。訪問では、子育ての不安や困りごとを訊ねたり、地域の子育て情報をお届けするとともに、更生保護女性会の作成する『生まれてきてくれてありがとう』セットや、紙おむつ処分費支援のための燃やすごみ袋を配布（令和6年度新規）しました。

② 安全安心なまちづくりを推進します。(評価: 概ね良好)

- ・引き続き、市道改良において公園周辺や市街地など、年次計画で歩道整備を実施しました。

③ 地育力による子育ち応援を推進します。(評価: 良好)

- ・主任児童委員会において、令和6年度から開始した「おめでとう赤ちゃん訪問」におけるごみ袋配布活動の取組状況について話し合うなど、子育ての孤立防止や、近年の子育て事情に見合う地域支援について協議しました。
- ・夏休みの子どもの居場所や、親子連れで遊べる場所について、市内の活動機関・団体の取組スケジュールを収集し、飯田子育て応援サイトを通じて情報発信しました。
- ・長期休業期間に孤立しがちな小学生など、支援を要する子どもの居場所づくり活動に対して、新たに地域子どもの生活支援事業を創設し補助しました。

④ 教育・保育人材の確保を、地域の中から発掘します。(評価: 良好)

- ・「飯田の保育の魅力」を知ってもらえるよう、県内外の保育士養成校を訪問しました。
- ・保育士を目指す高校生や短大生等を対象にアルバイト雇用しました。
- ・民間保育所等における幼児教育保育人材の採用と定着に向けた支援として、就職復職支度支援や、宿舎借上支援を実施しました。

4 計画の進捗評価にかかるスケジュール

- (1) 6月23日(月) 児童福祉分科会による審議・評価
- (2) 7月～8月 庁議 (評価結果の報告)
- (3) 9月定例市議会社会文教委員会協議会 (評価結果の報告)
- (4) 議会後、市のホームページへ評価結果を掲載

5 飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会の役割

- (1) 子ども・子育て支援法第77条に基づく合議機関
 - (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(中略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(中略)

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域協議会

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

(中略)

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね1年に1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(中略)

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に關し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

(3) 飯田市社会福祉審議会条例

(専門分科会)

第8条 専門分科会は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める事項を調査及び審議する。

一 児童福祉分科会 児童、母子家庭、父子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に規定する事項を含む。)

以上